

## ISSP Note Collection 運用指針

令和5年9月14日制定

### (目的)

1. ISSP Note Collection (以下、「コレクション」という。)は、東京大学物性研究所(以下、「研究所」という。)および物性コミュニティーにおける教育・研究活動の成果であるノート等(以下、「ノート」という。)を電子的な手段によって蓄積し、ネットワークを通じて学内外に無償で公開することにより、教育・学習活動を支援し、学術研究の振興に貢献することを目的とする。

### (管理運用)

2. コレクションの管理運用は、図書委員会のもと、研究所図書室において、情報技術室による管理運用支援を得て行う。

### (登録対象者)

3. コレクションにノートを登録できる者は次のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 研究所の在籍者(過去に在籍したことのある者を含む)
  - (2) 東京大学の在籍者(過去に在籍したことのある者を含む)
  - (3) 物性関係の研究者
  - (4) その他、図書委員長が適当と認めた者

### (登録対象となるノートの範囲)

4. コレクションに登録することのできるノートは次に掲げる要件を満たすものとする。
  - (1) 物性分野の教育研究活動に際して作成されたノートであり、以下のいずれかに該当するものであること。
    - ア 物性分野の教育・研究の講義ノート
    - イ 物性分野の教科書、参考書及びその正誤表
    - ウ 物性分野の講義スライド
    - エ 物性分野のテキストベースの資料
    - オ ア～エにアクセスする URL、URI
    - カ その他図書委員長が適当と認めたもの
  - (2) 次に掲げる事項について法令上又は本学の諸規則並びに社会通念上問題が生じないものであること。
    - ア 名誉、プライバシー等個人の権利に関する事項
    - イ 情報セキュリティに関する事項
    - ウ 守秘義務に関する事項
    - エ 著作権、所有権に関する事項

オ 研究倫理、利益相反に関する事項

- (3) 電子的フォーマットで作成され、ネットワークを通じて配信が可能であること。

(登録の手続き及び許諾)

5. コレクションにノートの登録を希望する者（以下、「登録申請者」という。）は、「ISSP Note Collection 登録要件」（別紙1）に同意の上、登録を希望するノートを研究所に提出する。
6. 登録申請者は、登録を希望するノートの著作権が複数の者に帰属する場合又は登録申請者以外の者に帰属する場合は、あらかじめ他の著作権者の利用許諾を得る。

(著作権の帰属)

7. 著作権の帰属は次のとおりとする。
- (1) コレクションに登録するノートの著作権は、コレクションに登録された後も著作権者に留保される。
- (2) コレクションに登録するメタデータの著作権は発生しないものとする。ただし、メタデータに記述された抄録についてはその限りではない。

(コレクションにおけるノート及びメタデータの取扱い)

8. 研究所は、コレクションに登録されるノート及びメタデータを次のように取り扱う。
- (1) ノートを複製し、メタデータとともにコレクションシステムに登録する。
- (2) ネットワークを通じ、複製物及びメタデータを無償で公開する。
- (3) 利用・保存のため必要な複製・媒体変換を行う。（動画、音声ファイルを除く）
- (4) 学内外の各種システム等との連携のために、メタデータを提供する。

(登録されたノートの削除)

9. 研究所は、次のいずれかに該当する場合、コレクションに登録されたノートを削除することができる。
- (1) 登録申請者又は著作権者から理由を付して図書委員長に削除の申請があり、図書委員長が認める場合
- (2) 他者に帰属する著作権、所有権等を侵害する又は社会的にみて著しく不適切な内容を含むと図書委員長が認める場合
- (3) コレクションの運用管理上の問題が生じたとき図書委員長が認めた場合

(免責事項)

10. 登録されたノートの内容に関する責任は、登録申請者が負う。
11. 研究所は、コレクションにおけるノートの収集、保管、公開、提供、削除その他の取扱い及び登録されたノートを利用することによって生じた、利用者のいかなる損害・不利益について、一切の責任を負わない。

(雑則)

12. この指針に定めるもののほか、コレクションの運用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この指針は、令和5年9月14日から施行する。